

(表面)

様式第4 (第8条関係)

年 月 日

イルミネーション機器貸出延長申請書

鹿児島市長 様

申請者 団体名

住 所

代表者 印

電 話

鹿児島市イルミネーション機器貸出要領第8条の規定により、下記のとおり延長を申請します。

記

当初貸付期間	(貸出開始日) 年 月 日 ~ (返却予定日) 年 月 日
貸付延長期間	(延長開始日) 年 月 日 ~ (返却予定日) 年 月 日
貸出品目 及び数量	
使用状況 (写真等)	
備 考	

(裏面)

＜誓約書＞ 以下のとおり誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

□ 以下の(1)から(7)のいずれにも該当しないことを誓約します。また、以下の該当の有無を確認するために、鹿児島市から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出し、当該役員名簿等及び申請書等に記載された情報が鹿児島県警察に提供されることについて同意します。

- (1) 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年鹿児島市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員
- (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している民間事業者等
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している民間事業者等
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している民間事業者等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している民間事業者等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している民間事業者等
- (7) 前各号のいずれかに該当する民間企業等であることを知りながら当該民間企業等と取引をしている民間事業者等

（貸出対象）

第2条 イルミネーション機器の貸出対象者は、前条の趣旨に沿った事業を実施する本市内の公共的団体とする。

（遵守事項）

第9条 利用者は、イルミネーション機器の使用に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的に従い適正に維持管理し、他の目的のために使用しないこと。
- (2) 使用上の注意を守り、事故に十分注意すること。
- (3) イルミネーション機器を転貸しないこと。
- (4) その他本市の必要な指示に従うこと。

（損害賠償の義務）

第11条 利用者は、イルミネーション機器の運搬又は使用に際し事故が発生したときは、自らの責任においてこれを解決するものとし、市は、当該事故による損害賠償の責めを負わない。